

国連 海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する専門家会合 アジア太平洋地域会合の開催結果（概要）

2020年9月15日

環境省水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室

環境省は、国連環境計画(UNEP)及び同アジア太平洋地域事務所(UNEP-ROAP)の協力を得て、令和2年8月26日～27日に、国連下の海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する専門家会合のアジア太平洋地域会合(議長：飯野暁 環境省水・大気環境局海洋プラスチック汚染対策室室長補佐)を開催しました。今回の地域会合では、アジア太平洋地域の各国の海洋プラスチックごみ対策の現状と課題について相互学習し、今後のさらなる取組についての議論を深めることができました。その成果は、2020年11月に開催予定の第4回専門家会合(AHEG)等を通じて、アジア太平洋以外の地域を含む各国に共有されるとともに、AHEGの成果物とりまとめに活用され、2021年2月に開催が予定されている第5回国連環境総会に報告される予定です。

環境省としては、引き続き、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向け、こうした国連等の各種プロセスに積極的に参加し、各国と協調しながら世界の海洋プラスチックごみ対策をリードしていきます。

1. 背景・目的

2017年に開催された第3回国連環境総会において、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の現状把握や今後の対策オプションの検討を目的として、海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する専門家会合(AHEG)の設置が決定されました。

2019年11月にバンコクで開催された第3回AHEGにおいて、地域会合が組織され、全体会合のビューロも務める各地域会合の議長が選出されました(アジア太平洋グループ：日本(環境省海洋プラスチック汚染対策室飯野暁室長補佐)、アフリカ：ケニア、東ヨーロッパ：ロシア、ラテンアメリカ・カリブ海グループ：ガイアナ、西ヨーロッパ・その他グループ：ニュージーランド)。

今回のアジア太平洋地域会合は、①AHEG全体で進められている検討作業の進捗共有、②アジア太平洋地域構成国の各国の取組や課題の情報共有、③海洋プラスチックごみ対策のあるべき方向性の意見交換を主な目的として開催されました(世界の全5地域の中で最初に開催されたものです)。

2. 日時と場所 令和2年8月26日(水)・27日(木) 15時～18時(日本時間) ※ウェブ開催

3. 主催 環境省(協力：国連環境計画(UNEP)及び同アジア太平洋地域事務所(UNEP-ROAP))

4. 参加者

- ◇ アジア太平洋地域の各国政府
- ◇ 国連環境計画(UNEP)及び同アジア太平洋地域事務所
- ◇ 国際機関や民間の専門家 など

※1日目には115名、2日目には109名の参加があった。

5. プログラムと主な成果

議題2：国際機関からの発表

国際協力機構(JICA)から、廃棄物セクターへの3Rを通じた統合型廃棄物管理の紹介、4つの柱からなる海洋プラスチックごみ対策(強靱な廃棄物管理システムの構築、根拠に基づくアプローチの採用、使用削減と代替素材の導入、ネットワーク構築及びカラーニング(co-learning)の奨励)の説明があった。

アジア開発銀行(ABD)からは、アジア太平洋地域での持続可能な海洋経済に対する投資を行う同行の

行動計画や、廃棄物管理システムに対する投資の増大により海洋プラスチック汚染の削減を目指す旗艦プログラムについて紹介があった。

議題3：既存の取組、技術的・資金的なリソースとメカニズムの棚卸

イラン、日本、シンガポール、韓国及びUNEPから、革新的解決策を含む上流対策や、廃棄物管理の改善を含む下流対策等のプラスチックのライフサイクルをカバーする、各国の状況に応じた対応策が紹介された。

1 国家行動計画及び法制度等の政策枠組み

- ・ 国家管理計画
- ・ 廃棄物管理法
- ・ 包装に関する報告義務 (Mandatory Packaging Reporting : MPR) の枠組み

2 発生抑制及び削減

- ・ 3R 及び循環型経済の推進
- ・ 使い捨てプラスチックの段階的廃止
- ・ 「国内プラスチックの消費削減に関するガイドライン」策定
- ・ 包装廃棄物管理のための拡大生産者責任 (Extended Producer Responsibility : EPR) 枠組の導入

3 海洋プラスチックごみの環境上適正な管理と清掃活動

- ・ 発生源での廃棄物管理のための包括的廃棄物管理システムの構築と改善
- ・ (海岸清掃及び地元漁業従事者に対するインセンティブといった) 廃棄物回収及び清掃活動への人々の参加の推進
- ・ 海洋ごみや海底の廃棄物の清掃に関する施策

4 革新的解決策の推進

- ・ (生分解性のブイや漁具といった) プラスチック代替製品の開発に関する施策
- ・ 生分解性プラスチックの使用に関するガイドラインの策定
- ・ 革新的解決策のための官民パートナーシップ
- ・ (漁業廃棄物のエコな処理や資源回収といった) 海洋ごみのリサイクルに向けた技術開発

5 技術的及び資金的リソース

- ・ 技術的リソースの3つのカテゴリー
 - ◇ モニタリング及びレビュー
 - ◇ 廃棄物管理及びリサイクル
 - ◇ 責任ある生産、デザイン及び使用
- ・ 官民イニシアティブ、ブレンドファイナンス及びブルーボンド等、革新的な資金調達機会

6 科学的情報及び知見の共有

- ・ モニタリング及び評価プログラム
- ・ 国家間でのモニタリング手法の調和
- ・ マイクロプラスチックに関する研究開発
- ・ プラスチック国内発生量及び経路の調査・推計、浮遊プラスチックの調査

7 マルチステークホルダー参加型の解決策

- ・ 地方政府、NGO、産業界の連携による市民を巻き込んだ意識啓発キャンペーン
- ・ 行動に向けた企業の巻き込み
- ・ 環境団体との協働

8 地域協力の促進

- ・ ASEAN+3 海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ
- ・ 海洋ごみの対処に関するバンコク宣言
- ・ 海洋ごみに関する ASEAN 行動枠組み、等々

議題4：対策オプションの有効性分析の手法

UNEP 事務局から、ボウタイ分析と指標分析という有効性分析の2つのアプローチについて紹介があった。
ボウタイ分析：廃棄物やマイクロプラスチックの環境への流出防止にあたって何が実施されているか、或いは何が実施され得るかを検討する（運用面での取組の実効性の分析）

指標分析：運用面の成功を担保するため統制管理を視野に入れることを検討（管理面での取組の実効性の分析）

また、UNEP は、3つのパイロット・プロジェクト（地域行動計画、マイクロプラスチック、国際枠組み）について、上記の2つのアプローチを用いた有効性の分析結果を共有した。質疑応答及び自由討論では、今後の分析において検討すべき事項として、上流対策が考慮されること、地域的な枠組みの追加、異なるアプローチとの比較、メカニズムの実現可能性、技術開発といった点が参加者から挙げられた。

議題5：外部専門家によるブリーフィング

九州大学の磯辺教授と華東師範大学のLi教授から、科学的見地からの海洋プラスチックごみ問題が解説された。両者の発表の中で、モニタリングや予測に基づく科学的根拠に則った削減施策を策定することの重要性が強調された。発表を通じて、モニタリングの標準化及びデータ共有について、枠組みの制定とリソースの提供が政府に期待されているというメッセージが共有された。

議題6：潜在的な対策オプション

参加国からは、潜在的な対策オプションに関する考えについて以下のとおり言及があった。

1 国際的な共通の長期ビジョン及びターゲットの共有

具体例として、SDGs14.1、大阪ブルーオーシャンビジョン、UNEA 決議 3/7。

2 ライフサイクルアプローチの重要性と対策の組み合わせ

国別の状況や直面する個別の課題を考慮した包括的なライフサイクルアプローチに加え、プラスチック消費の削減、及び廃棄物/原料の管理のインフラやシステムの強化が強調された。

3 国別の状況を考慮した国家行動計画とその促進

UNEA 決議 3/7（国別の状況を考慮した上で、海洋ごみ及びマイクロプラスチックの海洋流出を防止するための国家行動計画の策定及び実施を、すべての締約国に促し、関係者に招請する）を再確認した。

3.1 資金・技術的支援

国が対策及び国家行動計画を実施することを支援する、(キャパシティビルディング及び技術移転を含む)資金メカニズム及び技術支援の重要性が言及された。

3.2 科学的知見データベース

科学的知見に基づくアプローチは、対策オプションの検討にとって不可欠である点について言及があった。特に、プラスチックの発生源やフローを特定するためのモニタリング技術の開発及びモニタリングシステムの構築について言及があった。また、モニタリングやデータ報告の基準の設定/標準化、及び国際的な科学パネルの設置も言及された。

3.3 経験の共有及び進捗の評価

国際レベルでの相互学習のための優良事例の共有と進捗評価の重要性が強調された。また、G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組等の既存の枠組が、知見の共有や進捗評価の場として活用できる可能性について言及があった。

4 マルチステークホルダーによる関与

特に産業界をはじめとする民間部門の関与及び人々の意識啓発の重要性が強調された。

5 対策の構造

海洋ごみは国境を越えるだけでなく、プラスチックごみは上流から下流へと国境を越えて移動することから、越境問題であることが指摘され、上記の4つの側面を具体化する構造として、2タイプの議論があった。対策オプションが、既存の手段、フレームワーク、パートナーシップ、およびアクションに基づくか沿う必要があるとの声がある一方、グローバルおよび国内削減目標、国別行動計画、科学委員会などの

要素を含む必要があること、自主的または法的拘束力を持つかのいずれかについては今後さらなる議論が必要であることとの意見もあった。いずれの構造においても、対策オプションの実態について引き続き検討する必要があると議論された。